

## 別紙

## 小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱

厚生労働省発健 0530 第 5 号  
 平成 29 年 5 月 30 日  
 一部改正 平成 30 年 3 月 19 日  
 平成 31 年 4 月 15 日  
 令和元年 12 月 3 日  
 令和 2 年 3 月 19 日  
 令和 3 年 3 月 30 日

## (通則)

- 1 小児慢性特定疾病対策国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生労働省</sup>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

- 2 この補助金は、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の日常生活の便宜を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の自立を促進するため協議会を開催すること等により、もって小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図ることを交付の目的とする。

## (交付の対象)

- 3 この補助金は、平成 29 年 5 月 30 日健発 0530 第 12 号厚生労働省健康局長通知「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業の実施について」の別紙「小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」に基づき行われる次の事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。
  - (1) 指定都市、中核市及び児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項の政令で定める市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）が行う小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業並びに市区町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）が行う小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に対して都道府県が補助する事業
  - (2) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が行う慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業
  - (3) 都道府県等が行う小児慢性特定疾病医療事務費
    - ① 医療費支給事務における情報提供ネットワークシステムの活用環境整備

- ② 医療意見書のオンライン登録に向けた認定事務システムの環境整備
- ③ ①②以外の医療費支給事務、登録管理及び小児慢性特定疾病児童手帳の交付等に係る事務
- (4) 都道府県等が行う小児慢性特定疾病指定医育成事業
- (5) 都道府県が行う移行期医療支援体制整備事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、それぞれ次により算出された額の合計額とする。  
ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 3の(1)の事業(福祉事務所を設置していない町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合)
    - ア 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定する。
    - イ アにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める「福祉事務所を設置していない町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業」の補助率を乗じる。
  - (2) 3の(1)の事業(市区(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。)及び福祉事務所を設置している町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合)
    - ア 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方を選定する。
    - イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (3) 3の(1)の事業(指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う場合)
    - ア 別表の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じる。
  - (4) 3の(2)から(5)までの事業
    - ア 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じる。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合に

<p>移行期医療支援体制整備事業</p>	<p>1 都道府県あたり 4,732,000 円</p>	<p>移行期医療支援体制整備事業の実施に必要な報酬、諸謝金、給料、職員手当等、旅費、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>2 分の 1</p>
----------------------	----------------------------------	---	---------------